

令和 6 年第 2 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 2 月 2 7 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告（令和 5 年 1 2 月分・令和 6 年 1 月分）

2) 行政監査の報告

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

4) 令和 6 年度第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告

5) 令和 6 年度第 1 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告

第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第 3 2 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める

陳情書

第 6 陳情第 3 3 号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求め

る陳情

第 7 陳情第 3 4 号 地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解

決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情

議案上程（説明）

第 8 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

第 9 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

第 1 0 報告第 3 号 専決処分事項の報告について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 1 1 同意第 1 号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第 1 2 議案第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 1 3 議案第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 1 4 議案第 6 号 財産の譲与について

議案上程（説明）

- 第 1 5 議案第 7 号 美郷町課設置条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 8 号 美郷町監査委員条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 9 号 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 1 0 号 美郷町百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 1 1 号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 1 2 号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 1 3 号 美郷町企業誘致条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 1 4 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 5 号 美郷町農業集落排水施設設置条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 1 6 号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 1 7 号 美郷町下水道条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 1 8 号 美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 1 9 号 美郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 0 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 2 1 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 3 0 議案第 2 2 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 3 1 議案第 2 3 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 1 3 号
- 第 3 2 議案第 2 4 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号
- 第 3 3 議案第 2 5 号 令和 5 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 4 議案第 2 6 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 3 5 議案第 2 7 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 6 議案第 2 8 号 令和 5 年度美郷町水道事業会計補正予算第 5 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

1 番	熊 谷 隆 一 君	2 番	村 田 薫 君
3 番	鈴 木 正 洋 君	4 番	藤 原 政 春 君
5 番	高 山 茂 雄 君	6 番	高 橋 邦 武 君
7 番	深 澤 均 君	8 番	伊 藤 福 章 君
9 番	高 橋 正 和 君	10 番	泉 美和子 君
11 番	深 沢 義 一 君	12 番	熊 谷 良 夫 君
13 番	澁 谷 俊 二 君	14 番	長谷川 幸 子 君
15 番	鈴 木 良 勝 君	16 番	森 元 淑 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	本 間 和 彦 君
総 務 課 長	高 橋 穰 君	企 画 財 政 課 長	武 田 浩 之 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	木 村 英 彰 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 勉 君	農 政 課 長	中 田 裕 克 君
商工観光交流課長	今 野 武 俊 君	建 設 課 長	高 橋 博 和 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	飛 澤 史 子 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	佐々木 龍 悦 君	教 育 課 長	栗 林 守 君
教 育 推 進 監	青 谷 千 里 君	教 育 推 進 課 長	佐々木 寿 人 君
生 涯 学 習 課 長	大 澤 修 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深 澤 文 仁	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	澁 谷 正 樹
事 務 補 助 員	佐々木 楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回美郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、高橋正和君、10番、泉 美和子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月27日から3月13日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月13日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋邦武君、登壇願います。

（議会運営委員長 高橋邦武君 登壇）

○議会運営委員長（高橋邦武君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月20日に招集告示されました令和6年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり、令和５年度各会計の補正予算、条例の一部改正、特別会計への繰入額、令和６年度各会計予算、財産の譲与、人権擁護委員の推薦、美郷町教育委員会教育長の同意案件であります。

陳情案件については、前回の定例会以降に提出された陳情のうち３件について、議会運営委員会では、総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとしたしました。

また、議会関係としては、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

なお、令和６年度各会計予算に係る議案は、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることとしたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は、本日２月２７日から３月１３日までの１６日間としたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は、議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。続いて、同意第１号、議案第４号、議案第５号及び議案第６号を上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第７号から議案第２８号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

２月２８日は、本会議を休会といたします。

２月２９日は、本会議を休会とし、一般質問の通告締切りを午前１１時までとします。

３月１日は、午前１０時より本会議を再開し、議案第２９号から議案第３４号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

３月２日及び３日は、本会議を休会といたします。

３月４日は、本会議を休会とし、令和６年度各会計予算の総括質疑の通告締切りを午後５時までとします。

３月５日は、本会議を休会とし、予算特別委員会の質疑の通告締切りを午後５時までとします。

３月６日は、午前１０時から本会議を再開し、議案第７号から議案第２８号までの質疑、討論、表決を行い、続いて、議案第２９号から議案第３４号までの総括質疑を行い、その後、予算特別委員会を設置し、付託する予定です。また、同日の本会議終了後、教育民生常任委員会を開催する予定です。

３月７日及び８日は、本会議を休会とし、予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。また、３月８日は、予算特別委員会終了後、総務産業常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

3月9日及び10日は、本会議を休会といたします。

3月11日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月12日は、本会議を休会といたします。

3月13日は、午前10時から本会議を再開し、議案第29号から議案第34号までの予算の審査結果についての予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査令和5年12月分及び令和6年1月分の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和6年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和6年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

町長松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和6年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、消防団員に交付した源泉徴収票等の記載誤りについて報告いたします。

消防団員の報酬に関する源泉徴収票の支払金額の欄に、本来は差し引くべき非課税分を含めた金額を記載し、交付しておりました。他市での誤記載に関する報道を受け、本町でも調査したところ、誤りが発覚したものです。

町では、令和5年分の申告相談が始まる2月6日に、関係者336人におわび文と、申告時に源泉徴収票が必要な26人には正しい源泉徴収票を送付いたしました。また、令和4年以前の所得税申告の更正については、還付可能性の調査を3月15日までに完了させ、関係者に連絡の上、更正の請求手続を進めてまいります。

消防団員の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを心よりおわび申し上げます。今後は十分に注意し、適正な事務の推進に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

次に、令和6年能登半島地震に関する本町の対応についてですが、都道府県を1対1で被災市町村に割当てする「対口支援制度」により、秋田県が新潟県新潟市の支援団体として決定したことを受け、本町から2人の職員を新潟市へ派遣し、1月23日から1月28日までの6日間、主に家屋の被害認定調査に従事いたしました。

また、秋田県を通じて石川県への保健師の派遣要請があり、3月26日から3月30日の期間で町保健師1名を石川県金沢市へ派遣する方向で調整しております。

次に、物価の高騰に対する影響に対して支援をする各種制度について報告いたします。

支援要件を満たした住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯につき7万円を給付する「美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業」についてですが、令和5年12月27日から給付を開始し、2月26日現在、1,725世帯に1億2,075万円を給付しております。

また、新たに本事業において、住民税均等割のみ課税世帯1世帯につき10万円の給付と、扶養する18歳以下の児童1人につき5万円の給付が追加され、2月26日現在、324世帯に3,365万円を給付しているほか、本事業の対象外となった世帯に対しては、「美郷町生活応援券」を1世帯当たり6,000円分給付しております。

支給要件を満たした住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯につき8,000円を助成する「美郷町灯油購入費緊急助成事業」についてですが、2月26日現在、1,224世帯に979万2,000円を助成し

ております。

社会福祉施設等の負担軽減及び、必要なサービスの継続的な提供を支援するための「社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金」についてですが、2月26日現在、光熱水費分の助成は、障害者支援施設等で22施設に304万8,000円、介護保険施設等で43施設に813万8,000円、食材料費分の助成は、障害者支援施設等で19施設に142万500円、介護保険施設等で27施設に518万7,500円の交付決定をしております。

製造業の事業者に対して、事業を継続するための追加支援として、製造機械設備の稼働に必要な高圧の電力使用量に応じた補助金を交付する「エネルギー価格高騰対策支援事業補助金」についてですが、申請件数は17件となりました。

肥料価格高騰の影響を受けている農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を助成する「肥料価格高騰対策支援事業」の春肥分についてですが、2月26日現在、延べ1,031件の申請があり、3,066万8,000円を交付しております。

農業生産コストの上昇及び米の等級低下による影響を受けている農業者に対し、農業生産コスト上昇分の一部を助成する「水稻生産資材高騰対策支援事業」についてですが、2月26日現在、127件の申請があり、3月末までに補助金を交付する予定です。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、町集団接種は令和5年12月19日で終了し、現在は、町内の「協力医療機関等」にて個別接種を実施しております。なお、無料で実施している「特例臨時接種」は3月末で終了し、令和6年度については、秋に国で定めた定期接種として実施する方針で、具体的な内容は今後示される予定です。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感」についてですが、小中学校の新入学児童生徒の保護者を対象に支給する入学祝金事業は、2月1日より申請書の受付を開始し、支給準備を進めております。

2つ目は「活力・賑わい創出」についてですが、食品衛生法の改正に伴い、漬物など農産物の加工機器の導入及び施設等の改修を支援する6次産業化支援事業は、延べ9件の申請がありました。

また、改正食品衛生法や食品表示等に関する研修会を10月以降4回開催し、45人が参加しました。

「サキホコレ作付応援事業」として、令和5年度の作付農家は100件、作付面積は約208ヘクタールで、生産者が負担する県のプロモーション経費に対し補助金を交付しております。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、企画財政課関係ですが、「地域おこし協力隊」について、募集2人に対して1人の応募があり、選考の結果、令和6年度から任用することとし、移住コンシェルジュとして「移住・定住の促進に関する業務」において活動する予定です。

次に、商工観光交流課関係ですが、「名水市場湧太郎及び清水の学習・案内所の改修工事」が完成し、2月2日に内覧会を開催いたしました。名水市場湧太郎については翌2月3日よりリニューアル営業を開始しており、清水の学習・案内所については雪解け後の4月よりオープンを予定しております。

道の駅美郷の「EV急速充電器設置工事」についてですが、2月1日より供用開始しており、今後は町民の皆様をはじめ、多くの観光客の方からご利用いただき、「脱炭素化」を推進しながら道の駅の誘客に努めてまいります。

2月3日、4日に、日本航空株式会社の社員による「地域貢献活動ウインターキャンプ」が開催されました。同社社員18人が来町され、六郷のカマクラ行事の会場から名水市場湧太郎までの道路沿いのクリーンアップを行っていただきました。また、2月22日には、美郷町総合体育館リリオスにて、同社との連携協力協定に基づく事業として、「JAL空育折り紙ヒコーキ教室」を開催し、各認定こども園の5歳児105人が参加しました。

次に、農政課関係ですが、米の生産数量の参考指標となる令和6年産米の秋田県の「生産の目安」が提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会にて、本町の「生産の目安」を前年度比0.47ポイント増の55.65%とし、各方針作成者に提示しました。なお、農業者ごとの生産の目安の提示は、各方針作成者に委ねることとなります。

また、3月15日には、令和6年度の産地交付金の作物別単価等を含め、国、県、町の施策等に関する説明会を開催し、農家への周知を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事13件、歩道工事2件、改良工事3件、管工事1件、河川しゅんせつ工事2件を発注しました。なお、9件の事業につきまして、事業完了が年度を越えるため、本定例会に係る予算の繰越明許を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育推進課関係ですが、12月18日から22日まで、タイ王国アニュラチャプラシット校の生徒11人が来町されました。美郷中学校での授業体験や地域での文化体験をはじめ、8月にアニュラチャプラシット校を訪問した美郷中学校の生徒やその家族を訪れるなど、様々な交流が図られました。

1月10日、11日に、仙南小学校の児童16人が東京都文京区立千駄木小学校を訪問し、東京都の児童との授業や放課後の交流、上野公園をはじめとした文京区の見学などを行いました。

次に、生涯学習課関係ですが、1月13日から2月18日まで、学友館にて「秋田県美術展覧会第21回仙北地域展」を開催しました。昨年6月に開催された第65回秋田県美術展覧会の入賞・入選者のうち、大仙市、仙北市、美郷町の作家による作品を計124点展示し、期間中は1,002人の方が鑑賞されました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第1号から報告第3号 専決処分事項の報告についてですが、車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告するものです。

同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてですが、栗林守氏を教育長に再任したく、同意を求めるものです。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、高橋智子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、高橋圭子氏を新たに人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第6号 財産の譲与についてですが、「旧郷土資料館及び旧わら細工館」を譲与したく、お諮りするものです。

議案第7号 美郷町課設置条例の一部改正についてですが、組織改編に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第8号 美郷町監査委員条例の一部改正についてですが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第9号 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の一部改正についてですが、当該寄附を財源とする事業を追加することに伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第10号 美郷町百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金条例の一部改正についてですが、美郷町百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金について、千畑地区及び六郷地区の最終処分場においても活用できるよう、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第11号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてですが、災害弔慰金等の支給に関し、支給審査委員会の規定を定めたく、お諮りするものです。

議案第12号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、適切な管理が行われていない空き家等の適正管理を推

進するため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第13号 美郷町企業誘致条例の一部改正についてですが、幅広い産業の進出を促すことで、美郷町経済の発展及び町民生活の安定と向上を図るため、既存の対象業種や指定条件の既定を改正したく、お諮りするものです。

議案第14号 美郷町営住宅条例の一部改正についてですが、老朽化した今泉住宅を用途廃止するため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第15号 美郷町農業集落排水施設設置条例の一部改正について、議案第16号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正について、議案第17号 美郷町下水道条例の一部改正について及び議案第18号 美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてですが、飯詰地区農業集落排水施設の流域下水道接続に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第19号 美郷町水道事業給水条例の一部改正についてですが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布による水道法の一部改正に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第20号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、新たな情報通信技術の導入と活用に伴う円滑に対応できるようにするため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について及び議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰入れにより各事業の円滑な推進を図るため、それぞれお諮りするものです。

議案第23号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第13号についてですが、社会資本舗装補修工事費の増額、経営基盤整備事業費負担金の増額及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第24号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてですが、特別交付金の増額及び事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第25号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、流域下水道建設事業費負担金の増額及び事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第26号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第27号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第28号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第5号についてですが、事業実績による事業費の減額等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

なお、議案第29号から議案第34号までの令和6年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、令和6年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

引き続き、令和6年度の町政推進に関する基本的な考え方を申し述べ、併せて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町は、平成16年11月1日の新町誕生から20年という節目の年を迎えています。この間、町民各位並びに議員各位には、温かいご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、町では、令和4年度からスタートさせている「第3次美郷町総合計画」に基づき、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりの将来像である「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」の実現に向けてまちづくりを進めているところです。

一方、こうした施策展開を取り巻く環境は、長引く物価高騰や労働環境の状況変化など、地域生活に影響が生ずる変化の中にあり、引き続き将来像の実現につながる各種施策を計画的に展開していくためには、地域経済を含む諸環境を注視しつつ、各般の取組に向き合うことが求められます。

そのため、まずは施策展開を支える町財政について、健全な財政運営を意識するとともに、環境変化に伴う町民意識の変化等を把握しつつ、各種施策の取組を推進してまいりたいと考えております。

こうした考え方を踏まえた上での令和6年度予算案についてですが、一般会計予算案は118億3,729万4,000円で、令和5年度と比較して0.2%の増といたしました。

まず、歳入について申し上げます。

町税についてですが、農業所得は、令和5年産米概算金が増加する一方で、高温障害等の影響による収量減少や品質低下、物価高騰による生産コストの高止まりのため減少が見込まれること、

給与所得は、毎月勤労統計調査の結果から現金給与総額の増加が見込まれることなどを踏まえ、個人町民税は、令和５年度と比較して増額で計上しております。法人町民税は、県内の経済情勢は大きな改善が見込めないことから、令和５年度の収入見込額を基に減額で計上しております。固定資産税は、地価が下落傾向にあることや評価替えにより、既存家屋の評価額が引き下げられる見込みであることなどから減額で計上しております。軽自動車税は、新税率及び重課税率が適用される車両台数が増加していることから増額で計上しております。町たばこ税は、喫煙人口が減少傾向にあることから減額で計上しております。入湯税は、令和５年度の収受見込額を基に同額で計上しております。

地方交付税については、令和５年度の交付額を基に、総務省が公表した令和６年度地方財政計画での伸び率等を勘案し、令和６年度と比較して増額で計上しております。

町債については、事業費への充当率と元利償還金に対する交付税措置率で有利な合併特例債、過疎対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債等を事業ごとに活用するとともに、繰入金については、公共施設整備基金等を繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰入れは控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、「第３次美郷町総合計画」前期行動計画の着実な推進を意識した予算案としております。経常的経費については、平成26年度から継続して推進しております財政健全化の取組に沿った予算編成に努めており、政策的経費については、出産や子育て支援の強化、教育環境の充実、地域産業振興の推進、定住・移住支援の強化及びデジタル化の推進を意識した予算配分としております。

特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算の計上に努めております。

国民健康保険特別会計については、被保険者数の減少、被保険者の所得状況の見込み、歳入の普通交付金等の公費及び歳出の事業費納付金や保険給付費等の動向を見通した予算編成としております。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、施設の適切な維持及び新規加入促進等を意識した予算編成としております。

後期高齢者医療特別会計については、被保険者数の増加、被保険者の所得状況の見込みや事業費負担金等の動向を見通した予算編成としております。

水道事業会計については、安全で安定した水道水を供給するため、施設の適切な維持等意識

した予算編成としております。

こうして編成した4つの特別会計並びに水道事業会計の予算案は、国民健康保険特別会計が21億7,927万円で令和5年度と比較して1.8%の減、下水道事業特別会計が2億4,124万9,000円で農業集落排水飯詰処理区の公共下水道接続工事完了のため43.9%の減、農業集落排水特別事業会計が1億7,269万8,000円で5.5%の減、後期高齢者医療特別会計が2億5,562万8,000円で5.8%の増、水道事業会計が7億6,885万4,000円で千畑中央地区配水管布設替え工事費増加のため10.1%の増としております。

次に、第3次美郷町総合計画で定めるまちづくりの6つの目標ごとに、主な取組について申し上げます。

目標1「快適で安心して暮らせるまち」についてですが、道路網整備の推進については、測量調査2路線、改良舗装工事2路線、歩道整備工事1路線、舗装補修工事14路線、道路側溝改修工事3路線及び橋梁補修工事5橋を実施し、令和6年度内に補正予算計上し、繰越明許している工事と併せ、計画的に整備してまいります。

河川環境整備の充実については、町管理の1河川の改修工事及び4河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道施設整備の推進については、老朽化が進んでいる千畑中央地区の曉地域の配水管布設替え工事を、引き続き実施してまいります。

下水道施設整備の推進については、適正な施設運営に努めるとともに、引き続き合併浄化槽の設置や下水道への加入促進を行ってまいります。

空き家対策の推進については、管理者等に適正な管理を促す施策として、県、近隣市とともに「空き家の無料相談会」を開催し、相続に関する相談や売却、賃貸といった活用方法、解体希望については国の制度を活用した「危険空き家解体等補助金制度」を周知するなど、適正管理を支援してまいります。また、危険空き家については、近隣住民に被害が及ばないよう、所有者、管理者に適正な管理を指導、勧告してまいります。

防災対策の充実については、近年発生している大規模地震や豪雨被害を教訓に、「美郷町地域防災計画」に基づき、避難生活物資や食料品等を計画的に備蓄し、防火訓練の実施や防火協定締結先との連携強化を進めてまいります。

道路除排雪の充実については、過年度の実績等を踏まえた除雪予算を計上しているほか、老朽化した除雪機械の更新を実施してまいります。

防犯対策の充実については、子供に対する不審者等への対策を強化するため、認定こども園の

敷地内に防犯カメラを4台整備するとともに、千畑なかよし園の門扉改修工事を実施してまいります。また、関係機関とのパトロールを実施した上で、防犯灯の設置を推進してまいります。

防火対策については、千畑中央地区暁地域の配水管布設替え工事に伴い、消火栓3基を更新し、防火能力の維持向上を図ってまいります。

交通安全対策の推進については、交通事故抑制のための啓発看板の設置及びカーブミラーの設置、補修を継続してまいります。

水環境保全の充実については、引き続き植樹事業を実施するとともに、林道七滝山線整備工事を継続し、水源涵養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化など、七滝山の利活用を推進してまいります。また、森林経営管理法に基づき、民有林の適切な経営管理を推進してまいります。

脱炭素化の強化については、公民館及び総合体育館アリーナの照明LED化を実施してまいります。また、循環型社会の形成については、ペットボトル等のリサイクル、小型家電製品、蛍光灯及び乾電池等の回収を継続するほか、関係市、関係機関と連携して、プラスチックごみ分別収集の令和7年度開始に向けた実証試験に取り組んでまいります。

目標2「健康で元気に暮らせるまち」についてですが、結婚支援の推進については、引き続き新婚世帯に対する住宅取得、賃借、リフォーム及び引っ越しに要する費用を助成する結婚新生活支援事業に取り組んでまいります。

出産・子育て支援の強化については、児童福祉、母子保健や認定こども園等を所管する「こども子育て課」を新たに設置し、妊娠、出産から切れ目のない子育て支援を図ってまいります。また、課内に児童福祉分野における子ども家庭総合支援拠点と、母子保健分野における子育て世代包括支援センターの機能、役割を一体化した「こども家庭センター」を開設し、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、育児不安の軽減や子供の虐待予防に努めてまいります。

妊娠・出産・子育てへの支援については、引き続き町の出生祝金のほか、国の出産・子育て応援金、県のあきた出産おめでとう給付金及び町の小中学校入学祝金を支給するとともに、小中学校の学校給食における食材費の高騰分を支援してまいります。また、ゼロ歳から2歳までの保育料の無償化、子供を在宅で育児している保護者を対象とした在宅子育て支援給付金の支給を新たに実施し、子育て世帯を支援してまいります。また、小中学校の特別支援学級に在籍する支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象とした特別支援教育就学奨励金を支給し、経済的負担の軽減を図ってまいります。さらに、児童の保護者が疾病等の理由により家庭における育児の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育する子育て短期支援事業を新たに開始いたします。

子ども子育て支援拠点施設整備については、施設に係る実施設計業務、駐車場の整備や中央体育館機械室解体及びトイレ等改修工事を実施してまいります。

健康づくりの充実については、認定こども園及び小中学校と連携した「運動・休養・栄養」を意識した取組、成人を対象としたぐっと楽運動教室の開催など、幼児から高齢者まで一貫した取組を継続してまいります。

心の健康づくり事業については、引き続き児童生徒を対象としたＳＯＳの出し方に関する研修会のほか、「第２期美郷町自殺対策計画」に基づき、こころといのちを考えるつどいの開催などの事業を行ってまいります。

母子保健事業については、新たに出産後の母子のケア、育児のサポート等を行う産後ケア施設の通所利用料を支援し、産後の心身の負担軽減を図ってまいります。また、新たに低所得世帯の妊婦を対象として、初回の産科受診料を支援し、経済的な負担軽減を図ってまいります。

高齢者支援の強化については、65歳以上を対象に「温泉施設利用料」、「はり・きゅう・マッサージ施術費」及び「一般タクシー・バス料金」の共通助成券を給付する「シニア元氣いきいき支援事業」を継続し、多くの方の外出機会の拡大につながるよう支援してまいります。また、軽度生活支援として、家周りの手入れ、除雪等の支援を引き続き行ってまいります。

障がい者支援の強化については、「第３期美郷町障害者計画」、「第７期美郷町障害福祉計画」及び「第３期美郷町障害児福祉計画」に基づき、生活介護などの各種サービス等の周知に努め、支援の充実を図ってまいります。また、障害のある方に対し、スポーツや文化芸術を通じた健康保持や社会参加の促進を図るため、障害者手帳保持者について、一部の公共施設使用料の定額割引を実施してまいります。

認知症対策の充実については、認知症予防を目的とした講座や講演会を開催するほか、認知症カフェの運営を支援し、誰もが相談しやすく、集いやすい場を提供できるよう努めてまいります。

社会福祉については、生活困窮者等相談支援員による一次的な相談等を行い、生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ってまいります。また、「第３期美郷町地域福祉計画・第４期美郷町地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉推進に向けた施策を推進してまいります。

目標３「豊かな心と人材を育てるまち」についてですが、学力向上対策の推進については、今後も学力・学習状況調査等の分析結果に基づく授業改善や研修会等の継続と充実により、教師の指導力の向上を図り、児童生徒の学びを充実させてまいります。さらに、新聞活用により学習意欲や読解力を伸ばす教育に力を入れるとともに、授業でのＩＣＴ機器の効果的な活用に向け、中学校の電子黒板の増設や小中学校の学習支援ソフト等を整備してまいります。

ふるさと教育・キャリア教育の強化については、小学校5・6年生と中学生を対象とした学習教材「ふるさと美郷は宝箱」及び小学校3・4年生を対象とした社会科副読本「わたしたちの美郷町」の活用を促進するとともに、新たに小学校1・2年生を対象とした「美郷オリジナル絵本」の活用も促進し、ふるさとを学びの場とした美郷ふるさと活動を推進してまいります。また、キャリア教育を推進するため、小中学生の職場体験学習を充実させてまいります。

豊かな感性・創造力育成の推進については、「鴻鵠の志」育成基金を活用して、引き続き小学校6年生と中学生を対象とした講演会の開催や自由研究コンテストで優秀な成績を修めた児童生徒に研修機会を提供してまいります。また、小中学生を対象としたコミュニケーション教室を開催し、豊かな心の育成に取り組んでまいります。

国際教育の推進については、認定こども園及び小中学校と外国語指導助手や、国際教養大学の留学生との交流を引き続き実施してまいります。

中学校における部活動の地域移行については、令和5年度にスポーツ関連団体や中学校、保護者等による今後の部活動の在り方検討会にて協議された結果を基に、令和6年度は「美郷町部活動地域移行協議会」を設置し、生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

芸術・文化活動の強化については、美郷大使である絵本作家 永田 萌氏のご協力による美郷町オリジナル絵本やオリジナル婚姻届等の原画展のほか、町貯蔵品展等を開催してまいります。また、音楽鑑賞として、自衛隊コンサート、ジャズコンサートのほか、地域における文化の振興を支援するため、毎年全国各地で開催している「公益財団法人三井住友海上文化財団」との協働による「地域住民のためのコンサート」を公民館にて開催いたします。

野外芸術空間創出事業については、「美郷町野外芸術空間創出事業第1期基本計画」に基づき、中央公園に彫刻等を設置するための制作者の選定を行ってまいります。

成人教育については、引き続き各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、美郷カレッジを開催してまいります。

民俗文化財の継承については、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」及び「わら文化」の後継者育成に活用する映像資料の制作に継続して取り組んでまいります。

生涯スポーツの充実については、引き続きヨネックス株式会社のご協力による親子バドミントン教室やソフトテニスクリニックの実施、株式会社モンベルのご協力による真昼岳登山教室を実施してまいります。

教育施設的环境整備については、認定こども園では、六郷わくわく園のふれあい広場へのエア

コン設置、千畑なかよし園の乳児ほふく室や仙南すこやか園の保育室床塗装のほか、野外遊具の整備等を実施してまいります。

小中学校では、仙南小学校の大規模改修、六郷小学校の高架水槽更新、千畑小学校の網戸設置、美郷中学校体育館のLED化改修実施設計及び多目的室へのエアコン設置等を実施してまいります。また、放課後児童クラブでは、仙南っ子児童クラブの外壁改修等を実施してまいります。

学校給食センターでは、南給食センター空調設備改修、北給食センター空調設備の2基改修やフライヤーの更新等を実施してまいります。

社会体育施設では、総合体育館空調設備改修工事及び宿泊交流館多目的グラウンド桜植栽工事を実施してまいります。

目標4「働く喜びと活力があふれるまち」についてですが、営農形態の強化と生産性の向上については、引き続き農業経営複合化等に要する機械等の導入を支援するとともに、美郷推進作物と美郷ブランド作物の新規作付規模拡大に取り組む経営体に対して、ソフト・ハード両面で支援してまいります。また、水稻については、引き続きサキホコレ作付に係る経費に助成し、作付農家を支援してまいります。

キキョウやカンゾウなどの薬用植物については、作付並びに出荷拡大に支援を継続するとともに、増産に向けて取り組んでまいります。

食品衛生法改正に伴う影響が見込まれる漬物等製造業については、6次産業化推進事業による加工販売に必要な機械導入及び施設整備支援を継続してまいります。

生産基盤の整備については、継続地区である金沢、畑屋中央、鑑田南谷地及び明田地野際地区の整備を支援するほか、新規採択を目指す大坂善知鳥地区及び六郷西部第2地区の取組を支援してまいります。

担い手確保の推進については、営農継続支援事業を継続し、農業従事者の確保を図るとともに、就農前の農業研修による技術習得や新規就農者への支援を継続し、早期の経営確立を支援してまいります。また、雇用拡大及び定着に取り組む農業法人に対して、就業条件整備の取組を支援してまいります。さらに、農業委員会と連携して、地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定に向け取り組んでまいります。

地域循環型農業の推進については、美郷町堆肥センターのストックマネジメントを実施し、老朽化したロータリーキルンの補修等を実施してまいります。また、堆肥「美郷の大地」を活用した土づくりへの支援として、引き続き循環型農業土づくり応援事業や産地パワーアップ土づくり事業を実施するほか、サキホコレへの堆肥施用効果の実証試験を継続してまいります。

有害鳥獣による農作物被害防止については、被害防止対策の整備を支援するユウジョウ被害防止対策支援事業を新たに実施してまいります。

商業振興の推進については、町内特産品に関し、より魅力的な商品にしていくためのブラッシュアップやパッケージデザインの作成、商品宣伝資材などへの支援を継続するとともに、美郷町商工会及び会員による各種商談会への参加についても引き続き支援してまいります。また、事業者の空き物件の活用について支援を継続してまいります。

企業支援の推進については、美郷町中小企業振興条例に基づく生産性向上に資する設備投資への奨励金交付、経営安定に資する保証料や利子補給、起業者への支援を引き続き実施してまいります。

起業支援の充実については、就業等に有利となる資格や技術習得をした、町民及び町民を雇用した町内事業者への支援を継続してまいります。

目標5「賑わいで活気があふれるまち」についてですが、定住・移住支援の強化については、美郷暮らし促進奨励金の交付について支援を継続するとともに、旧六郷わくわく園跡地を環境に配慮した住宅建築用地とするよう設計業務を進めてまいります。また、移住コンシェルジュとして地域おこし協力隊1人を任用し、町の魅力や移住支援制度の情報発信の強化を図るとともに、おためし移住体験を提案するなど、移住者の増加につなげてまいります。

空き家の利活用については、空き家バンク成約奨励金の交付、空き家等を活用した賃貸住宅等の整備を支援する、空き家等活用移住定住促進事業を継続してまいります。また、定住促進の一環として、本町に住所登録し居住する就労者を対象とした、奨学金返還助成事業を引き続き実施してまいります。

体験型・滞在型観光の充実については、七滝山、女神山、真昼山におけるトレッキング環境の整備を継続するとともに、新たに仏沢ため池でのカヌー体験実施に向けた整備を行い、アクティビティフィールドの環境整備を推進してまいります。

観光人材の育成については、これまで育成を行ってきた町ネイチャーガイドの方々を対象としてブラッシュアップ研修会を開催し、スキルアップを図ってまいります。

観光二次交通については、令和5年度に実施した実証試験の結果も踏まえ、引き続き町内タクシー事業者の協力をいただきながら、本格実施を見据えた実証実験を進めてまいります。

観光情報の発信については、引き続き各種SNSを活用した情報発信講座などを実施し、町はもとより、町民のお力も頂戴しながら観光情報を発信できるよう努めてまいります。また、連携企業や交通関連事業者などのご協力もいただきながら、ターゲットを絞ったより効果的な観光P

Rを行ってまいります。

企業・都市交流の推進については、連携協定締結企業及び関係自治体等との交流、連携を引き続き推進してまいります。

国際交流の推進については、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定に基づき、アニュラチャプラシット校と美郷中学校との相互訪問交流を引き続き実施してまいります。

目標6「質の高い行政経営を進めるまち」についてですが、住民参加の促進については、行政区等が行う地域づくり活動への支援を継続するとともに、地域活動拠点施設整備事業に備品整備支援を拡充してまいります。また、行政モニター制度の実施など、広報広聴活動の充実に努めてまいります。

行政サービスの向上については、町民に優しいデジタル社会の実現を目指す「美郷町DX推進基本計画」に基づき、デジタル化の取組を推進するため、新たに町民窓口における手続の簡素化を図る「書かない窓口」、パソコンやスマートフォンで行政手続が完結する「行政手続のオンライン化」、パソコンやスマートフォンから公共施設の空き状況確認、予約申込みや施設利用料決済を可能とする「公共施設予約システム」を導入し、行政サービスの向上に努めてまいります。

組織体制については、さきに述べましたとおり、子育て支援の強化及び相談支援体制の充実を図るため、新たにこども子育て課を設置し、こども家庭センターの機能を担わせるとともに、福祉保健課の児童福祉と母子保健、教育推進課の認定こども園、放課後児童クラブ関連の事務なども分掌させます。また、職員採用については、一般行政職で高校卒業程度の試験区分、障がい者を対象とした試験区分を新たに設け、幅広く多様な人材の確保を目指してまいります。

堅実な行財政運営の推進については、引き続きプライマリーバランスを意識した財政運営に留意するとともに、経常的経費の削減等による財政健全化の取組を継続してまいります。

令和6年11月1日に迎える合併20周年ですが、町民皆さんの記念となり、記憶に残る節目となるよう、まずは4月1日より防災行政無線による6時定時チャイムを楽曲「故郷」のメロディーに変更し、ふるさと意識の一層の醸成に努めてまいります。また、町のシンボルである「町の花・木・鳥・魚」をモチーフにした記念絵画を活用して記念品を制作するほか、未来に向けたメッセージとして美郷大使の記念対談集を発行してまいります。また、町産業大使である株式会社龍角散代表取締役社長 藤井隆太氏によるフルート演奏、ナガイレーベン株式会社代表取締役社長 澤登一郎氏によるジャケット絵画により、町民歌や小中学校校歌、秋田県ゆかりの歌などを収録した記念CDを制作するほか、広報美郷合併20周年記念号、過去5年分をまとめた広報美郷縮刷版を作成してまいります。さらに、本年12月2日に開催予定の記念式典においては、町の連

携協定締結企業のうち4社の代表者による記念パネルディスカッションを行うなど、合併20周年時点における美郷町の断面を皆さんで確認し合い、一層まとまり感のある美郷町の成長につなげてまいります。

以上、令和6年度の町政推進の基本的な考えや主な施策等について申し上げました。

令和6年度も引き続き、私を含む全職員が意識を高く持ちながら、町民一人一人が住みよさをより実感できる町となるよう、そして、町民一人一人が誇りを持って語れる町となるよう努力を重ねてまいります。

町民各位には、こうした考え方にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、議員各位には、引き続き一体となってまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（森元淑雄君） ここで10分間休憩いたします。

（午前10時54分）

（午前11時04分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長より訂正の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど申しあげました施政方針において、3か所の数字の読み違いと1か所の言葉の誤りがありましたので、訂正させていただきます。

2ページになります。中段、地方交付税について、「令和6年度と比較して」と申しあげましたが、「令和5年度と比較して」です。訂正いたします。

3ページ、下段、目標1「快適で安心して暮らせるまち」ですが、「令和6年度内に補正予算計上し」と申しあげましたが、「令和5年度内に補正予算計上し」です。訂正いたします。

次に、9ページです。下段、有害鳥獣によるのくだりですが、有害鳥獣の部分で鳥獣被害防止対策支援事業というのを正しくない言葉を申しあげたそうですので、正しくは「鳥獣被害防止対策支援事業」です。訂正いたします。

次に、12ページです。中段、「本年12月2日に開催予定の」と申しあげましたが、「本年11月2日に開催予定の」が正しいですので、訂正いたします。誠に申し訳ありませんでした。

◎陳情第32号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第5、陳情第32号 「「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第32号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第33号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第6、陳情第33号 「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第33号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第34号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第7、陳情第34号 「地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情」を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第34号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第8、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。
内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 報告第1号についてご説明します。

2ページ、専決処分書をご覧ください。

令和5年11月13日に六郷字荒町地内で発生した車両事故による車両損壊について、令和6年1月22日に示談が成立し、専決処分しましたので報告するものです。

相手方は記載のとおりで、事故の概要は、町会計年度任用職員が運転する公用車が町道交差点を直進する際、一時停止せず、左側から進入してきた相手方車両と接触したものです。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象です。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第1号の説明が終わりました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第9、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。
内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 報告第2号についてご説明します。

4ページ、専決処分書をご覧ください。

令和6年1月11日に六郷字宝門清水地内で発生した落雪による車両損壊について、令和6年1月26日に示談が成立し、専決処分しましたので報告するものです。

相手方は記載のとおりで、事故の概要は、町道走行中の相手方車両が、町所有の道路標識からの落雪によりフロントガラスが破損したものです。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象です。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第2号の説明が終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第10、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 稔君） 報告第3号についてご説明します。

6 ページ、専決処分書をご覧ください。

令和5年11月29日に金沢字前森地内で発生した倒木による車両損壊について、令和6年2月9日に示談が成立し、専決処分しましたので報告するものです。

相手方は記載のとおりで、事故の概要は、相手方従業員が運転する商用車が町道を走行中、町所有の樹木の倒木により車両のサイドミラー及びフロントパネルが破損したものです。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象です。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

次に提案される議案は、教育長 栗林 守君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（午前11時11分）

（午前11時12分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第11、同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第1号について説明申し上げます。

令和6年3月31日をもちまして任期満了となります美郷町教育委員会教育長として、教育長としてのこれまでの活動実績を踏まえ、栗林 守氏を再任することについて同意を得たいので提案するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

栗林 守君を入場させてください。

暫時休憩いたします。

（午前11時13分）

（午前11時13分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 議案第4号について説明申し上げます。

高橋氏は、平成30年7月1日より人権擁護委員として務めており、人権啓発活動や人権問題に熱意を持って活動されているところです。令和6年6月30日をもって任期が満了となりますことから、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 議案第5号について説明申し上げます。

高橋氏は、美郷町職員として福祉や教育、商工観光など多岐にわたる部署において町政に携わってきました。そのため、地域の実情に精通するとともに、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として相談活動や啓発活動等に大いに期待できる方です。そのため、同氏を新たに人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、お諮りするものです。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第14、議案第6号 財産の譲与についてを上程し、議題といたします。
提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 稔君) 議案第6号についてご説明します。

議案資料集1ページから3ページに普通財産譲与契約書案を記載しておりますので、併せてご覧願います。

旧郷土資料館及び旧わら細工館について、旧千畑南小学校を改修整備した歴史民俗資料館にその機能を移して以降、一部収蔵品の保管施設として活用してきましたが、令和5年9月に旧美郷中学校セミナーハウスを新たに収蔵品の保管施設として改修したことから、その役割を終えることとなりました。

記載の相手方佐藤氏より、自身の事業実施のため当該施設活用について申出があり、協議を進めてきましたが、このたび協議が調い、普通財産譲与契約書案の内容に対し承諾いただいたところ です。

町としては、風情ある建物の有効活用と延命が図られるとともに、地域の活性化や誘客も期待できることから、無償で譲渡したく、議会の議決を求めるものです。

なお、敷地については賃貸借を予定しております。

説明は以上です。

○議長(森元淑雄君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第 6 号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第 6 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 財産の譲与については、原案のとおり決しました。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第15、議案第 7 号 美郷町課設置条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第 7 号についてご説明します。

提案理由ですが、新たな課を設置することに伴い、所要の規定を改正したく、提案するものです。

改正条文は16ページですが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集 4 ページをご覧ください。

第 1 条の表にて、町長の権限に属する事務を分掌させるため設置する課と分掌事務を規定しておりますが、福祉保健課の次に新たな課としてこども子育て課を追加し、その分掌事務として、1、児童福祉に関すること、2、子育て支援に関すること、3、認定こども園に関することを規定します。これにより、1つ上の福祉保健課の分掌事務中、2から児童福祉を削除します。

なお、こども子育て課の分掌事務の2、子育て支援に関すること及び3、認定こども園に関することについては、教育委員会事務局の組織での分掌事務からの移行であります。その部分の改正については美郷町教育委員会事務局組織規則にて行うこととなります。

議案16ページにお戻りください。

附則にて、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第 7 号の説明が終わりました。

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第 8 号 美郷町監査委員条例の一部改正についてを上程い

たします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 稔君） 議案第 8 号についてご説明します。

提案理由ですが、地方自治法の改正により、地方公共団体の長及び職員の賠償責任の監査に関する規定条文において、条ずれの改正も行われました。これらを引用している町の監査委員条例の条ずれを改正するものです。

改正条文は18ページ、新旧対照表は議案資料集 5 ページですが、内容については、提案理由でご説明した条ずれのみの改正ですので、説明を省略させていただきます。

なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第 8 号の説明が終わりました。

◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第17、議案第 9 号 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第 9 号についてご説明します。

提案理由ですが、ふるさと美郷応援寄付金について、当該寄付を財源とする事業を追加することに伴い、所要の規定を改正したく、提案するものです。

改正条文は20ページにありますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集の 6 ページも併せてお願いします。

第 2 条の対象事業について、子育て支援及び児童生徒の教育の充実に関する事業に改めるものです。

議案の20ページに戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を公布の日からとするものです。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第 9 号の説明が終わりました。

◎議案第 10 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第18、議案第10号 美郷町百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第10号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金について、千畑地区及び六郷地区にある処分場においても活用できるよう、所要の規定を改正したく、提案するものでございます。

この基金条例は平成16年に制定されておりますが、侵入防止フェンスの補修や草刈りなどの維持管理につきましては、各年度の一般会計予算において実施をしております。千畑地区は相長根地区、六郷地区は明田地地区にあり、同じく毎年、維持管理を一般会計予算で行っており、予算規模は合わせて年間60万円でございます。今後も毎年、適切な維持管理が必要なことから、町内3か所の処分場の維持管理等について当基金を活用したく、改正するものでございます。

議案集22ページをお開き願います。また、議案資料集7ページも併せてご覧願います。

題名中、百目木を削り、以降、記載のとおり改めるものでございます。

議案集22ページ、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第19、議案第11号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第11号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、災害弔慰金等の支給に関し、支給審査委員の規定を定めたく、提案するものでございます。

災害による避難生活での疲労や、環境変化のストレスから体調を悪化し死亡する、いわゆる災害関連死が発生した場合及び災害により身体や精神に国が定める基準以上の障害が生じた住民に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について審議する、支給審査委員会を設置する規定を追加するものでございます。

この委員については、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者のうちから町長が任命するものでございます。

改正条文は議案集24ページに記載してございます。また、議案資料集8ページも併せてご覧願います。

第16条を第17条とし、第15条の次に、支給審査委員会の設置に関する条文を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に当該委員を追加するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第12号 美郷町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第12号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法、以降、法と呼びますが、この法改正に伴い、適切な管理が行われていない空き家等の適正管理等を推進するため、必要の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正条文は26、27ページですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集9ページをお開き願います。

題名ですが、法に倣いまして平仮名の「き」を削ります。

第2条で、「特定空家等及び管理不全空家等」を定義し、従来規定しておりました、「危険な状態」の定義を削ります。

次の10ページをお願いいたします。

第6条に、適切に管理されていない空家等に対する措置としまして、従来規定していた助言、指導に加え、勧告及び命令ができる規定を追加するものです。また、それでも改善されない場合には行政代執行ができる規定を追加するものでございます。

議案集27ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第13号 美郷町企業誘致条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 議案第13号についてご説明します。

議案の29ページをお願いします。

提案理由ですが、幅広い産業の進出を促すことで美郷町経済の発展及び町民生活の安定と向上を図るため、既存の対象業種や指定条件の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正箇所につきましては、議案資料集の12ページをお願いします。

第2条第1号ですが、対象の拡大に伴い、後ほどご説明をいたします別表第1及び別表第2により業種を規定することといたしましたので、その旨を改正しております。

続きまして、第4条も同様に、別表とすることに伴う改正でございます。

第5条第3項は、関係する条例の名称変更による改正となっております。

資料集13ページ、別表第1ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条で対象となっている業種につきまして、総務省令の区分に従って規定をしております。

新しく対象とする業種は、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業です。

製造業ですが、事業者の規模ごとに投下固定資産額を区分しながら、常時雇用者については、新設にあつては5人以上、増設にあつては3人以上の増としており、これまでよりもきめ細かく対応してまいります。

旅館業ですが、条件に関しましては製造業と同様です。具体的には、ビジネスホテル、旅館、簡易宿泊所などを想定しております。

情報サービス業等ですが、事業者の規模にかかわらず、投下固定資産額500万円以上、常時雇用者につきましては、新設にあつては5人以上、増設にあつては3人以上の増としております。具体的には、ソフトウェアの開発事業者ですとか、市場調査サービス事業者などを想定しております。

農林水産物等販売業ですが、事業者の規模にかかわらず、投下固定資産額500万円以上、常時雇
用者につきましては、新設にあつては2人以上、増設にあつては1名以上の増としております。
具体的には、直売所や農家レストランといったものを想定しております。

14ページ、15ページをお願いします。

別表第2は、町独自に規定しております。

新しく対象とする業種は、農業、林業でございます。

従前から対象としております道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、観光レジャー産業施
設として特に町長が定めるもの、これらに関する条件は従前と変更がございません。また、農業、
林業につきましても、道路貨物運送業から卸売業までの条件と同様としております。

次の附則第2項による改正につきましては、税務課長からご説明します。

○税務課長（小田長光仁君） 附則第2項による改正ですが、今般の条例改正に関連して、本条例
が引用する美郷町過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例における
租税特別措置法の引用条項について、法改正に合わせて所要の規定の整理を行うものです。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 議案の30ページをお願いします。

以降、32ページまでは改正条文となっております。

32ページをお願いします。

附則第1項ですが、施行期日は、令和6年4月1日としております。

附則第2項につきましては、先ほど議案資料集にて税務課長がご説明したとおりでございます。
説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第22、議案第14号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程いた
します。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第14号について説明いたします。

提案理由ですが、老朽化した今泉住宅を用途廃止するため、所要の規定を改正したく、提案す
るものです。

今泉住宅は、美郷町公共施設等最適化実施計画において入居者退去後に廃止予定としておりま

したが、最後の入居者が昨年10月末で退去されましたので、公営住宅としての機能を廃止して、行政財産から普通財産としての管理とするための改正となります。

改正条文は34ページですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集16ページをお願いいたします。

別表第1、町営住宅の一覧より今泉住宅を削除するものです。

議案書34ページに戻っていただきまして、附則ですが、公布の日を施行日とするものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号から議案第18号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第23、議案第15号 美郷町農業集落排水施設設置条例の一部改正について、日程第24、議案第16号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正について、日程第25、議案第17号 美郷町下水道条例の一部改正について、日程第26、議案第18号 美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、以上の4件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第15号から議案第18号まで一括にて説明をさせていただきます。

いずれも提案理由は、飯詰地区農業集落排水施設を流域下水道に接続することに伴い、関係条例の所定の規定を整備いたしたく、提案するものです。

議案第15号から説明をいたします。

改正条文は36ページですが、新旧対照表で説明いたしますので、議案資料集17ページをお願いいたします。

別表中、飯詰地区農業集落排水施設の項を削除とするものです。

議案書36ページに戻っていただきまして、附則ですが、施行期日は、令和6年4月1日からとするものです。

次に、議案書37ページ、議案第16号について説明をいたします。

改正条文は38ページですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集17ページをお願いいたします。

議案第15号同様に、第6条第2項、別表第1及び別表第2中、飯詰地区農業集落排水施設の項を削除とするものです。

議案書38ページに戻っていただきまして、附則ですが、1、施行期日は、令和6年4月1日からとするものです。

2は、施行期日前までに飯詰地区農業集落排水施設への接続が行われた分までを農業集落排水施設事業の加入金とするものです。

3は、公共下水道区域となる飯詰地区に限り、3月分以前の料金は農業集落排水事業分、4月分以降は公共下水道事業分とするものです。

4は、公共下水道に接続となり統合した農業集落排水施設については、公共下水道の構造基準に適合するものとするものです。

次に、議案書39ページ、議案第17号について説明をいたします。

改正条文は40、41ページですが、新旧対照表で説明をいたしますので、議案資料集20、21ページをお願いいたします。

別表中、新たな表を加えて既存の表を繰り下げ、別表1では、新たに飯詰地区を加えるため排水処理区域を定めております。

繰り下げた別表2では、それぞれの区域の使用料を定めております。飯詰地区では、算定内容が従来の飯詰地区農業集落排水の使用料と同額となるように定めております。

同じく、繰り下げた別表3では、飯詰地区の量水器料金を加えて定めております。こちらも別表2と同様に、従来の料金と同額を定めております。

議案書41ページに戻っていただきまして、附則ですが、施行期日は、令和6年4月1日からとするものです。

2は、農業集落排水から公共下水道とするための措置に必要な事項を定めております。

次に、議案書43ページ、議案第18号について説明をいたします。

改正条文は44、45ページですが、新旧対照表にて説明をいたしますので、議案資料集22ページをお願いします。

別表中、新たな表を加えて既存の表を繰り下げ、新たな別表1では、それぞれ負担区の区域を定めております。

繰り下げた別表2では、それぞれの負担区の区域の受益者負担金を定めております。飯詰地区

では、算定内容が従来の飯詰地区農業集落排水の加入金と同額となるように定めております。

議案書45ページに戻っていただきまして、附則ですが、施行期日は、令和6年4月1日からとするものです。

議案第15号から議案第18号までの説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第15号から議案第18号までの説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第27、議案第19号 美郷町水道事業給水条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第19号について説明をいたします。

提案理由ですが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い水道法が改正されましたので、所要の規定を改正したく、提案するものです。

改正内容ですが、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管となるため、当該規定部分の改正となります。

改正条文は48ページですが、新旧対照表で説明をいたしますので、議案資料集23ページをお願いいたします。

第5条及び第34条中、厚生労働省令とある部分を国土交通省令とするものです。

議案書48ページに戻っていただきまして、附則ですが、施行期日は、令和6年4月1日からとするものです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第28、議案第20号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 議案第20号について説明いたします。

提案理由ですが、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう、特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を改正するものです。

改正条文は、議案30ページに記載しておりますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集24ページ、最後のページのほうをご覧ください。

今回の改正は、特定教育・保育施設の重要事項の掲示方法の追加と電磁的記録の交付を定める規定を改めるものです。

第23条では、施設の重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとするものです。

第53条第2項第2号では、電磁的記録の交付について、磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録の交付としていたものを、技術の中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものです。

議案集50ページに戻っていただきまして、附則ですが、改正条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものです。

○議長（森元淑雄君） 教育推進課長より訂正の申出がありますので、これを許します。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 先ほど、改正条文は議案30ページに記載しておりますとご説明いたしましたが、議案集の50ページでありました。訂正しておわび申し上げます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第29、議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第21号について説明をいたします。

提案理由ですが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億8,000万円以内の金額を繰入れしたく、議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第 22 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第30、議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第22号について説明をいたします。

提案理由ですが、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億3,000万円以内の金額を繰入れしたく、議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第 23 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第31、議案第23号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第13号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第23号についてご説明します。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額から1億4,943万3,000円を減額する件、繰越明許費の追加20件及び変更1件、債務負担行為の追加2件及び変更1件、地方債の変更5件でございます。

はじめに、61ページ、第2表繰越明許費補正をご説明します。

今回繰越明許費を追加する事業ですが、2款1項合併20周年記念事業は、町のシンボル絵画制作について、制作者との協議により期間延長が必要となり、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業は、住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び低所得者の子育て世帯への加算分について、国の事務連絡で繰越手続が必要となり繰越しするものです。

3款1項地域生活支援事業は、相談支援事業委託料の過年度分消費税の支払いに係る延滞税分の補償金について、事業者の事務手続等により、年度内に額の確定が困難であることから繰越しするものです。

4 款 1 項新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和 6 年 3 月分のワクチン接種に係る支払い額が秋田県国民健康保険団体連合会を経由して確定するため、令和 6 年 6 月以降の支払いとなることから繰越しするものです。

6 款 1 項有害鳥獣等駆除防除事業は、国の補正予算による電気柵整備事業に係る補助金で、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、生産力強化支援事業は、県補助事業の化学肥料低減機械等導入支援事業に係る補助金で、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越しするものです。

次に、施設園芸等燃油支援事業は、県補助事業の園芸省エネ化支援事業に係る補助金で、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越しするものです。

次に、圃場整備支援事業は、経営基盤整備事業の明田地野際地区ほか 4 地区に対する負担金で、国の補正予算による事業費の増額や事業内容の変更等により年度内の事業完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越しするものです。

次に、農業水利施設整備事業は、県事業のかんがい排水事業やため池整備事業などに対する負担金で、国の補正予算による事業費の増額や事業内容の変更等により、年度内の事業完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴い繰越しするものです。

2 項の林道整備事業は、林道七滝山線整備工事について、3 度の入札不調とそれに伴う設計内容の変更等により、年度内の工事完了が見込めないことから繰越しするものです。

7 款 1 項美郷ブランド開発販売促進事業は、美郷雪華酵母の商標登録更新手続について、年度内の完了が見込めないことから繰越しするものです。

8 款 2 項道路維持補修事業は、春先に実施する町道のパッチング工事を前倒しで実施するため繰越しするものです。

次に、緊急車両不通路線改良事業は、県の要請に基づき、県内の豪雨災害の復旧作業を優先し、測量業務の契約期間を延長したため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、社会資本幹線道路整備事業は、町道都野・東君堂線について、国の補正予算による事業費の増額等により、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、道路交通安全施設等整備事業は、作山・南明田地線歩道整備について、相手方との用地交渉等に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、社会資本舗装補修工事事業は、町道中央通り線ほか 2 路線について、国の補正予算による事業費の増額等により、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、道路メンテナンス事業は、北沢1号橋及び北ノ又沢橋橋梁補修について、現地調査の結果、補修箇所の劣化が進み、その対応に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が見込めないことから繰越しするものです。

次に、危険交差点改良事業は、町道鑓田・安城寺線について、可変側溝等の工事資材の納期の遅れにより、年度内の工事完了が見込めないことから繰越しするものです。

3項の河川維持・治水事業は、小杉崎川河川改修工事について、気象条件の影響から現場の工事実施に適した条件等を確保できず、年度内の工事完了が見込めないことから繰越しするものです。

9款1項大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金は、消防ポンプ自動車について、シャシーメーカの製造遅れ等により年度内の納入が見込めず、組合が繰越明許費を設定することに伴い繰越しするものです。

次に、繰越明許費の変更を要する事業ですが、8款6項公営住宅管理事業は、事業の進捗状況等により繰越明許費の金額を増額するものです。

次に、62ページ、第3表債務負担行為補正をご説明します。

今回債務負担行為を追加する事業ですが、美郷町中小企業振興資金融資に係る令和4年度貸付件数が当初見込みを超え、追加となる利子補給の債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、美郷町奨学金返還助成事業費は、令和4年度に認定決定した1件について、貸与を受けた奨学金の返還開始時期により、助成金の支給開始時期が認定決定後の翌年度からではなく、翌々年度から5年間となるため、追加となる助成金の債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、債務負担行為の変更を要する事業ですが、美郷町名水市場湧太郎管理費について、施設設備改修工事により、維持管理を要する設備等が増えたことに伴う指定管理委託料の増加により限度額を増額するものです。

次に、63ページ、第4表地方債補正をご説明します。

変更の5件につきましては、充当する事業の事業費の増減等に伴う限度額の変更となります。詳細につきましては、歳入にてご説明します。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午前11時55分）

（午後 1時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○企画財政課長（武田浩之君） 引き続き、歳入歳出予算の説明から再開させていただきます。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事務事業の完了や完了見込み等による補正が多くなっております。こうしたことから、実績によるですとか、事業の完了による等の理由での増減につきましては、特別説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入から順次ご説明しますので、68、69ページをお願いします。

○税務課長（小田長光仁君） 1款1項1目の1節個人の町民税の現年課税分ですが、課税所得の増により所得割721万4,000円を増額するものです。

次の2目1節法人の町民税の現年課税分ですが、当初予算において、コロナ禍の影響はあるものの製造業の好業績が続くと見込み、令和4年度と比べ23%程度の増額を見込んでおりましたが、残念ながら見込みを下回ったことなどから、均等割、法人税割、合わせて623万5,000円を減額するものです。

次の2項1目の1節固定資産税の現年課税分ですが、償却資産の申告額の伸びなどにより260万円を増額するものです。

1款町税の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、10款1項1目地方交付税ですが、国の補正予算による追加分を含む普通交付税の交付決定による留保分を計上するものです。これにより、普通交付税の予算計上額は58億9,011万7,000円となり、令和4年度と比較しますと約8,000万円の増となります。

○住民生活課長（木村英彰君） 2枚めくっていただきまして、72、73ページをお願いします。

13款2項2目衛生手数料1節生活環境手数料、3行目、美容所開設許可検査手数料1万6,000円と、その下、簡易宿所検査手数料2万2,000円は、いずれも1件分の追加でございます。

13款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、74、75ページ、上段をお願いいたします。

14款2項3目衛生費国庫補助金の2節疾病予防対策事業費等補助金は、定期接種化されたHPV9価ワクチンに係る予防接種情報のマイナンバー情報連携が可能となるため、予防接種台帳システムをデータ標準レイアウト改正に対応させるシステムパッケージ導入への国の補助で、補助率3分の2を計上するものです。

続きまして、76、77ページ、中段をお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金の1節市町村支援事業費補助金は、自立支援給付費負担金の訪問系サービスの総支給額が、国庫負担基準額を超過している場合に交付されるもので、県の補助率4分の3を計上するものです。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金の2節農業振興費補助金、下から2段目の鳥獣被害防止総合対策交付金ですが、国の補正対応によるもので、野生鳥獣の侵入を防止する電気柵の整備を支援する県補助金で、補助率は、上限単価で1段1メートル当たり148円以内でございます。

78、79ページをお願いいたします。

中段のあきたの園芸省エネ化支援事業費補助金ですが、県の補正対応によるもので、園芸施設等の省エネ効果のある機械や資材等の導入を支援する県補助金で、補助率は2分の1でございます。

下段の化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金ですが、同じく県の補正対応によるもので、施肥低減や堆肥の利活用、有機農業の取組拡大につながる機械等の導入を支援する県補助金で、補助率は2分の1でございます。

15款の説明は以上です。

○総務課長（高橋 稔君） 80、81ページをお願いします。

16款1項2目1節の配当金ですが、六郷開発株式会社、株式会社秋田放送、東北電力株式会社からの株式配当実績によるものです。

次に、2項1目1節不動産売払い収入の土地売払い収入ですが、用悪水路2件の売払い実績によるものです。

その下、立木売払い収入ですが、仏沢地区町有林保育事業に伴う立ち木408立米の売払い実績により増額するものです。

その下、2目1節物品売払い収入ですが、凍結防止散布機、除雪ドーザー2台、2トンダンプ、公用車2台、消防用小型ポンプ2台の売払い実績により増額するものです。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、18款1項1目公共施設整備基金繰入金ですが、町債を充当できない公共施設の改修工事等の財源として計上しておりましたが、今年度の財政状況により繰入れが必要となくなったため、全額減額するものです。

同じく3目の薬用植物栽培推進基金繰入金及び5目の森林環境保全基金繰入金は、事業費の確定に伴う減額となります。

その下の7目の減債基金繰入金ですが、今年度の財政状況を踏まえまして、繰入額5億円のう

ち3億円の繰入れを取りやめ、令和6年度の繰上げ償還元金の財源といたく、繰入額を調整するものです。

18款の説明は以上です。

○総務課長（高橋 稔君） 82、83ページをお願いします。

20款5項4目雑入ですが、主なものをご説明します。

中段の旧中央行政センター電気料負担金ですが、施設は令和5年4月から貸付けしておりますが、貸付先の法人登録を待って電力契約の名義変更の手続をしたことにより、その間の4月から7月分までの電気料を町が立て替えて支払っており、その同額を貸付相手から負担いただいたものです。

その下、節電プログラム参加収入は、東北電力が実施している節電チャレンジキャンペーンに町の公共施設で参加したことによる収入実績です。

その下、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金は、令和4年度に購入したEV自動車1台と令和5年度に購入したPHEV自動車2台にて、その補助金実績によるものです。また、クリーンエネルギー自動車インフラ導入促進補助金は、役場庁舎第2車庫EV自動車充電コンセントの設置及び道の駅EV自動車急速充電設備設置に対する補助金実績による減額です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 84、85ページをお願いいたします。

上から7つ目、児童手当返還金は、過年分の所得修正があり、保護者間で児童手当の受給資格が変更されたことで支給済みの児童手当の返還が生じたため計上するものでございます。

○生涯学習課長（大澤 修君） 雑入の下から2行目、国登録有形文化財に係る現地視察旅費受入金ですが、関田円型分水工の登録申請に向けて文化庁事前現地調査の際、大仙市申請案件の調査も兼ねて来県したため、調査官の旅費をそれぞれ2分の1負担とし、大仙市から受入れしたものです。

次の全国史跡整備市町村協議会等研修派遣補助金ですが、当協議会は国指定の文化財所在市町村が加盟している団体で、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が実施する文化財担当者研修へ参加する職員に対し当協議会から補助金が交付されるものです。令和5年度において町職員1名が同研修へ参加しましたので、補助金の受入れをするものです。

20款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、21款町債についてご説明します。

1目総務債から8目商工債までにつきましては、充当する各事業の実績や県との協議などを踏まえての増減額を計上しております。このうち2節移住・定住推進事業債、2目1節高齢者福祉

対策事業債及び2節子育て支援事業債は、過疎対策事業債を充当するソフト事業間の調整による増額となります。

86、87ページをお願いします。

3目1節道路新設改良事業債ですが、国の補正予算に伴う舗装補修工事費等の増額により充当する合併特例債を増額するものです。

4目2節防災対策事業債は、危険空き家解体事業に過疎対策事業債を充当するため増額するものです。

6目1節農村整備事業債ですが、国の補正予算に伴う経営基盤整備事業等の事業費の増額により充当する過疎対策事業債及び合併特例債を増額するものです。

2節公有林整備事業債は林道七滝山線整備事業の事業費の増額、8目1節観光施設整備事業債は湧太郎・観光案内休憩所改修事業の事業費の増額により、それぞれ充当する過疎対策事業債を増額するものです。

2節商工業振興事業債は、起業者総合支援事業に過疎対策事業債を充当するため増額するものです。

歳入の説明は以上でございます。

引き続き歳出の説明に移りますが、歳入と同様に、事業の完了や完了見込み等の理由による補正が多くなっております。特別説明を必要とする部分以外は省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 穰君） はじめに、人件費についてご説明しますので、140ページからの給与費明細書をご覧ください。

140ページ、1、特別職ですが、その他の特別職の報酬を356万9,000円減額しております。消防団員報酬の減額が主な要因ですが、新規加入等の団員増員を見込んだ当初予算措置でしたが、実績見込みにより減額するものです。

141ページ、2、一般職です。

アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正職員ですが、給料は育児休業等による不用額見込み350万円の減額、職員手当は、内訳として1つ下の表に記載しておりますが、事業完了等の実績による時間外手当の減額が主なもので190万6,000円の減額、共済費は給料に連動し480万円の減額、合計で1,020万6,000円の減額であります。

イ、会計年度任用職員ですが、報酬はパートタイム職員の給料で1,600万円の減、給料はフルタイム職員の給料で1,000万円の減、いずれも勤務実績による不用額見込みを減額するものです。報

酬及び給料に連動し職員手当は930万円、共済費は328万円を減額、合計で385万8,000円を減額するものです。職員手当減額の主なものは期末手当となっております。

人件費補正の内容は以上ですので、各款項目における1節から4節の説明を省略させていただき、それ以外の主な補正についてご説明します。90、91ページを……大変失礼しました。最後の合計金額385万8,000円と申しましたが、3,858万円が正しい数字です。訂正しておわび申し上げます。

それでは、90、91ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費12節、中段の庁舎案内サイン更新業務委託料ですが、令和6年4月からの組織改編による新たな課設置に伴い、庁舎内の案内サインの更新をする経費を追加するものです。

○企画財政課長（武田浩之君） 91ページの下段の2目行政推進費の18節美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金ですが、乗合タクシー利用者の増加に伴い、前年度比488便、15%の増加を見込み、負担額を増額するものです。

2目の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 92、93ページをお願いします。

3目文書広報費10節印刷製本費ですが、広報美郷の発行ページ数の増加により、予算の不足が見込まれるため増額するものです。

○企画財政課長（武田浩之君） 93ページの下段にあります6目企画費の11節手数料ですが、ふるさと納税サイトの利用等に係る経費になります。不足が見込まれるため増額するものです。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 94、95ページをお願いします。

12節の換金業務委託料ですが、4月補正予算及び11月補正予算により行いました2回にわたる生活応援券給付事業につきまして、実績見込みにより減額するものです。4月補正予算では1世帯当たり1万2,000円、11月補正予算では1世帯当たり6,000円分の券を発行し、発行額合計8,730万円に係る換金業務に要する代金及び手数料を計上しておりましたが、実績として、4月補正分では4,691世帯、11月補正分では4,886世帯へ発行をいたしました。換金される割合は発行額の98%程度と見込まれますので、その差額分及び関連する振込手数料等を減額するものです。

また、あわせまして、その関連経費として10節、11節、11節では通信運搬費について、こちらも実績見込みに基づき減額をしております。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、19節のエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金ですが、住民税非課税世帯に1世帯3万円を支給したもので、1,865世帯5,595万円を支給しており

ます。

6 目の説明は以上になります。

続きまして、7 目電子計算費の13節の電柱使用料ですが、町イントラネットケーブルの一束化に係る東北電力に対する電柱使用料の不足が見込まれるため増額するものです。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、地方税QRコード対応の税目の拡大対応のためのシステム改修に伴う追加分となります。

7 目の説明は以上です。

○税務課長（小田長光仁君） 96、97ページをお願いします。

2 項 2 目22節町税還付金ですが、町消防団員の源泉徴収票の誤りに伴う令和元年度分の町県民税の還付に要する経費を増額するものです。

以上で、2 項の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、98、99ページ、下段をお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の22節返還金は、令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の額確定により計上するものでございます。

100、101ページをお願いいたします。

2 目障害者福祉費の18節地域活動支援センターふれあい負担金は、障害者の交流の場を提供する施設に係るもので、利用回数による大仙市との案分で、当初1,232回の利用回数のうち美郷町分185回と見込み、およそ15%の負担としておりましたが、これまでの利用実績により2,428回のうち496回、およそ20%と見込み、増額するものでございます。

下段の障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金は、光熱費、食材料費への補助で、41施設への支給において食事提供回数の実績により減額するものでございます。

19節補装具給付費は、これまでの支給実績により、予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

22節返還金は、令和4年度障害者医療費国庫負担金及び令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金の確定と、令和4年度障害児通所支援給付費の国庫負担の確定により計上するものでございます。

3 目高齢者福祉費の食の自立支援事業委託料は、配食サービスを行うもので、当初1食600円で2,600食を見込んでおりましたが、実績見込みにより630食分を増額するものでございます。

下段の介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金は、光熱費、食材料費への補助で、70施設への支給において定員数の実績により減額するものでございます。

102、103ページをお願いいたします。

2 項 1 目児童福祉総務費の10節消耗品費は、国からの特別児童扶養手当事務費委託金の変更に
より増額するものでございます。

1 目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 4 目子育て支援費ですが、104ページ、105ページをお願いしま
す。

22節返還金ですが、令和4年度の放課後児童クラブの管理運営に係る子ども・子育て支援交付
金の確定を受け、予算を計上するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5 目児童措置費の22節返還金は、令和4年度子育て
世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費分について、事業実績に基づき、国からの指示によ
り返還するものでございます。

106、107ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目予防費の12節データ標準レイアウト対応業務委託料は、HPV9価ワクチン定期
接種への対応によるもので、予防接種台帳システムの改修に係る経費を計上するものです。

1 項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、ページ下段、2 項 1 目清掃費10節燃料費ですが、町
内に6 か所設置し、週二、三回巡回している小電回収ボックスの回収車の燃料費が不足する見込
みのため、補正するものでございます。

4 款の説明を終わります。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、110、111ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目農業振興費18節、中段の鳥獣被害対策協議会補助金ですが、歳入でご説明いたし
ました鳥獣被害防止総合対策交付金の歳出予算で、町の鳥獣被害対策協議会に補助金を交付し、
野生鳥獣侵入防止用の電気柵を購入するものです。設置箇所は、川端山周辺5 か所、延長は2,380
メートルで、繰越明許となります。

1 つ飛ばしまして、生産力強化支援事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました化学肥料低
減機械等導入支援事業費補助金の歳出予算で、可変施肥機能付田植機など2 件分でございます。
なお、生産力強化支援事業補助金に含まれております、夢ある園芸産地創造事業補助金及び復田
対策推進支援事業補助金の、実績見込みによる減額分が増額分を上回ることから減額補正となり、
増額分が繰越明許となります。

下段のあきたの園芸省エネ化支援事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、

省エネ機器やLED照明、省エネ資材などの導入9件分で、繰越明許となります。

続きまして、114、115ページをお願いいたします。

7目農村整備費18節、上段の経営基盤整備事業費負担金ですが、国の補正対応によるもので、金沢、畑屋中央、鑓田南谷地、明田地野際、太田南部、5地区の事業費及び内容変更等に対する負担金増で、令和5年度通常分の一部と合わせて繰越明許となります。

1つ飛ばしまして、経営事業費負担金ですが、同じく国の補正対応によるもので、かんがい排水事業やため池整備、農業水利施設の長寿命化等の事業費及び内容変更等に対する負担金増で、繰越明許となります。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 116、117ページをお願いします。

7款1項2目商工振興費の11節手数料ですが、美郷うりこめ推進事業費の実績による減額2万2,000円のほか、令和6年8月15日に有効期限を迎える美郷雪華酵母の商標権の更新に要する経費として7万円を計上しております。なお、更新手続には2か月以上を要すると見込まれており、年度内に完了できないことから繰越明許費とし、4月以降も継続して対応してまいります。

続きまして、18節の下から3行目、中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、令和4年度末でコロナ対応に伴う全額利子補給が終了し、令和5年度から利子補給が通常の2分の1に戻りましたが、制度的に有利な条件となっておりました令和4年度において、貸付件数が見込みに対して1割ほど増加したことから、実績見込みに基づき利子補給に要する経費を増額するものです。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 120、121ページをお願いいたします。

中段、8款2項2目道路維持費14節舗装工事は、冬季で傷んだ舗装の補修、いわゆるパッチング工事を行いたく計上しております。こちらは補修にタイムラグが生じないように、繰越明許にて予算執行を行う予定としております。

3目道路新設改良費の各節につきましては、今年度分の事業改良等による減額のほか、昨年の国の補正予算で交付金対象の工事や測量設計が追加となったもの、調査測量が完了して用地が確定して購入予定とするものについて計上しております。こちらも繰越明許での執行を予定しております。

8款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、124、125ページをお願いいたします。

9款1項1目常備消防費18節の大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金ですが、職員給与改定

に伴う人件費増によるものでございます。

続きまして、下段の5目消防施設費11節の手数料4万4,000円ですが、消防ポンプ積載車用のタイヤ交換による古タイヤ処理手数料の追加でございます。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 128、129ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費10節光熱水費ですが、仙南小学校の電気料に不足が見込まれることから増額するものです。

○生涯学習課長（大澤 修君） 132、133ページをお願いします。

4項2目図書館費、ページ一番上の食糧費ですが、令和3年度から継続実施してまいりました美郷オリジナル絵本について、3月上旬納品予定で3月20日に出版記念会を行うこととしております。記念会には挿絵を担当いただいた美郷大使の永田 萌氏が出席される予定ですが、完成を祝い、絵本ストーリー編成委員との懇談会を開催したく、関連予算を計上するものです。

134、135ページをお願いします。

4目社会教育施設費、ページ中ほどの14節施設設備改修工事ですが、南ふれあい館の避難口誘導灯6台を蛍光管タイプからLEDタイプに交換するものです。現誘導灯につきましては、設置40年以上となり、経年劣化による故障箇所については随時交換修繕を行っております。常時点灯していることもあり、未交換箇所6か所について交換工事を行いたく予算計上するものです。

136、137ページをお願いします。

5項2目保健体育施設費、2行目の燃料費ですが、総合体育館及び南体育館の燃料につきまして、年度末見込みの精査により、合わせて58万2,000円の増額補正となりますが、減額となる施設分と相殺し、34万2,000円の増額補正となります。

次の光熱水費ですが、総合体育館、町野球場、南運動公園、自転車競技場の4施設の電気料につきましては、年度末見込みの精査により、合わせて26万4,000円の増額補正をするものです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 138、139ページをお願いします。

12款1項1目償還元金及び償還金利子ですが、繰上償還の実施による減額となります。

また、1つ上の繰上償還元金ですが、町債を充当する各事業の事業費の増加等に伴い、町債借入額の増加が見込まれるため、プライマリーバランス黒字を確保するため増額するものです。この結果、本年度の町債借入見込額が約19億3,700万円で、このうち令和6年度への繰越見込み分の約3億5,600万円を差し引くと、約15億8,100万円に対し、元金償還見込額が約15億8,600万円とな

り、プライマリーバランス黒字となる見込みです。

14款予備費ですが、歳入歳出の差額の調整分となります。

議案第23号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第32、議案第24号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第24号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,310万2,000円を減額するものです。

歳入からご説明させていただきますので、152、153ページをお願いいたします。

3款1項2目出産育児一時金臨時補助金の1節は、額の確定により減額するものです。

4款1項1目普通交付金の1節は、見込みにより減額するものでございます。

2目特別交付金の1節は、特別交付金及び特別調整交付金の額確定等により増額するものでございます。

3目福祉医療基盤強化補助金の1節は、当初減額措置を1,291万8,000円と見込んでおりましたが、1,341万円の実績により、県の2分の1補助分24万6,000円を増額するものでございます。

5款1項1目利子及び配当金の1節国民健康保険事業基金利子は、見込みにより増額するものでございます。

8款1項1目一般被保険者延滞金の1節は、保険税延滞金の実績により増額するものでございます。

3項1目一般被保険者第三者納付金の1節は、実績見込みにより増額するものでございます。

3目一般被保険者返納金の1節は、実績見込みにより増額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

154、155ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の12節特別調整交付金申請支援業務委託は、特別調整交付金の補助対象となる医療費額に達しないため、交付金の申請が不要となり、秋田県国民健康保険団体連合会

への業務委託に係る予算を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費と 4 項 1 目出産育児一時金は、財源補正でございます。

6 項 1 目傷病手当金の18節傷病手当金は、実績なしにより減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、財源補正でございます。

156、157ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費の12節健診委託料は、特定健診委託料の実績見込みにより減額するものでございます。電算処理委託料は、人間ドックで受けた特定健診の実績により、データ管理委託料に不足が見込まれるため増額するものでございます。

13節機器借り上げ料は、体成分分析機の借り上げ実績なしにより減額するものでございます。

2 項 2 目疾病予防費の12節検診委託料は、人間ドック委託料の実績見込みにより減額するものでございます。

3 目国保ヘルスアップ事業費の 1 節、3 節、4 節、1 つ飛んで 8 節は、会計年度任用職員に係るもので、実績見込みにより減額するものでございます。

7 節報償金は、健診結果説明会時の医師等への報償で、実績見込みにより減額するものでございます。

6 款 1 項 1 目国民健康保険事業基金積立金の24節は、実績見込みにより増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第 2 5 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第33、議案第25号 令和 5 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第25号について説明をいたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,405万4,000円減額する件、繰越明許費の設定 2 件及び地方債補正 3 件となります。

はじめに、第 2 表繰越明許費から説明をいたします。

163ページをお願いいたします。

流域下水道大曲処理区建設事業及び県南地区広域汚泥資源化事業の事業費について、それぞれ一部次年度へ繰り越す旨、事業主体である秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。この財源として、この後、第3表で説明をする地方債が、流域下水道で270万円、県南地区広域汚泥資源化で570万円を見込んでおります。

次のページ、164ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

流域下水道事業債及び公共下水道事業債については、事業主体である秋田県の事業費の確定見込みの通知に伴い、それぞれ限度額を変更するものとなります。

資本費平準化債は、減価償却費相当額の再算定による減額となります。

続いて、168、169ページをお願いいたします。

歳入。

各項目の増減額については、実績や事業費の確定によるものとなります。

このうち6款消費税還付金の存置額の減額は、消費税額の確定に伴い、歳入から削除するため計上するものとなります。

次のページ、170、171ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道事業債は、先ほどの地方債補正にて説明しましたとおり、それぞれ補正計上をしております。

続いて、歳出。

172、173ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の各項目の減額については、実績や額の確定による減額です。

2項1目施設管理費12節から17節までは、請負差額や実績見込みによる減額。

この目18節以降から2款公債費までの各項目は、今年度分の額の確定による増額と減額を計上しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第34、議案第26号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第26号について説明をいたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ769万8,000円減額するものとなります。

182、183ページをお願いいたします。

歳入。

各項目の増減額については、実績や事業費の確定によるものです。

歳入は以上です。

次の184、185ページをお願いします。

歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費から 2 款公債費については、請負差額や今年度の額の確定による増減額を計上しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第 2 7 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第35、議案第27号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第27号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ548万5,000円を減額するものでございます。

歳入からご説明いたしますので、議案194、195ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料の 1 節現年分は、被保険者数の移動実績により減額するものでございます。

2 目普通徴収保険料の 1 節現年度分は、年度内の年齢到達による加入実績により減額するものでございます。

2 節の過年度分は、実績見込みにより増額するものでございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料の 1 節は、実績見込みにより増額するものでございます。

5 款 1 項 1 目延滞金の 1 節は、1 月末現在の収入額を基に見込みにより増額するものでございます。

2 項 1 目保険料還付金の 1 節は、実績見込みにより減額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

歳出につきまして、196、197 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の 18 節は、保険料の実績見込みにより減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第 27 号の説明が終わりました。

◎議案第 28 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第 36、議案第 28 号 令和 5 年度美郷町水道事業会計補正予算第 5 号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第 28 号について説明いたします。

第 2 条収益的収入について、第 1 款第 1 項営業収益を 72 万 3,000 円増額、第 2 項営業外収益を 1,126 万 4,000 円減額するものです。

続いて、支出について、第 1 款第 1 項営業費用を 637 万 5,000 円減額、第 2 項営業外費用を 711 万円増額とするものです。

第 3 条資本的収入及び支出について、第 3 条に記載のとおり、額をそれぞれ改めるものです。

次の 200 ページをお願いいたします。

収入について、第 1 款第 1 項企業債を 370 万円増額、第 3 項出資金を 723 万 2,000 円減額、第 4 項補助金を 361 万 9,000 円減額するものです。

続いて、支出について、第 1 款第 1 項建設改良費を 7 万 6,000 円減額するものです。

第 4 条企業債の限度額を記載のとおり増額するものです。

第 5 条他会計からの補助金を記載のとおり減額するものです。

補正の内容を説明いたします。

206、207 ページをお願いいたします。

収益的収入 1 款 1 項 1 目の給水収益は、実績見込みにより増額するものです。

3 目その他営業収益の手数料は、給水装置工事検査手数料12件分の増額を実績により、業者指定手数料は指定店登録更新申請が見込みより19件少なかったものです。

2 項 2 目の一般会計繰入金は、実績見込みにより減額するものです。

3 目の加入金は、新規加入の実績見込みにより増額するものです。

4 目の長期前受金戻入額は、過去に補助事業で整備した資産の減価償却費に含まれる補助金相当額を収益化するもので、今年度は精査により減額するものです。

5 目の雑収益は、以降の収入の見込みがないために減とするものです。

6 目消費税及び地方消費税還付金は、事業費見込みにより収入から削除とするものです。

続きまして、支出、2 款 1 項 1 目原水及び浄水費、2 目配水及び給水費及び 4 目総係費については、施設維持管理費用などの実績見込みによる減額となります。このうち負担金の80万円の減額は、遠距離給水管設置補助などの実績見込みにより減額とするものです。

5 目の減価償却費については、昨年度に取得した機械及び装置などの財産の増及び老朽化により更新した機械の減により、減価償却費に変更が生じたものです。

2 項 1 目支払い利息は額の確定によるもの、2 目消費税及び地方消費税は額確定により納付となりましたので支出として新たに計上するものです。

続きまして、次のページ、208、209ページをお願いいたします。

資本的収入、1 款 1 項企業債から 4 項補助金までは、今年度の事業費実績見込みによる増額を計上しております。

支出、1 款 1 項 1 目施設改良費は、今年度の事業費実績見込みによる減額としております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第28号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3 月 1 日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 4 6 分）

